

辺野古埋立承認問題等  
調査特別委員会記録  
＜第10号＞

平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成26年7月14日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 辺野古埋立承認問題等調査特別委員会記録<第10号>

---

### 開会の日時

年月日 平成26年 7月14日 月曜日  
開 会 午後 4 時 7 分  
散 会 午後 4 時20分

---

### 場 所

第 7 委員会室

---

### 議 題

- 1 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査報告書案について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	仲 村 未 央 さん
委 員	又 吉 清 義 君
委 員	島 袋 大 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	座喜味 一 幸 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	照 屋 大 河 君
委 員	山 内 末 子 さん
委 員	新 垣 清 涼 君

委	員	玉	城	義	和	君
委	員	上	原		章	君
委	員	前	島	明	男	君
委	員	渡	久	地		修 君
委	員	嘉	陽	宗	儀	君
委	員	比	嘉	京	子	さん
委	員	新	垣	安	弘	君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

○**當間盛夫委員長** ただいまから、辺野古埋立承認問題等調査特別委員会を開会いたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査報告書案についてを議題といたします。

本日は、与野党調整会における合意を踏まえ、調査報告書案について御協議いただきたいと考えております。

なお、調査報告書案はお手元に配付のとおりであります。

休憩いたします。

(休憩中に、報告書案について協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

照屋大河委員。

○**照屋大河委員** この際、調査報告書案に対する修正動議を提出いたします。

お手元に配付の普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査報告書案に対して、修正案の動議を提出したいと思っております。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局より修正案の配付)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ただいま、調査報告書案に対する修正案が提出されました。

なお、修正案は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、まず、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査報告書案に対する修正案を議題といたします。

提案理由は、先に述べたとおりであります。

これより、調査報告書案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、調査報告書案の修正案に対する質疑を終結いたします。

これより調査報告書案の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 ただいまの動議に賛成の立場から簡潔に討論したいと思います。

今、辺野古の現地では県民の反対運動を抑えようと、制限水域が大幅に拡大されて、7月1日には新基地建設の工事が着工されました。政府が工事強行をやっている根拠に、去年の12月28日の知事の埋立承認を唯一の根拠にしています。県民の世論調査でも7割から8割が反対して、地元市長が反対しているにもかかわらず、この承認が唯一の根拠になっています。そういう意味では、経過を見てもこの承認がいかに沖縄の歴史に汚点を残したものがわかつて思います。私たち百条委員会はきょうで閉じるわけですけれども、この百条委員会の中で多くのことが明らかになってまいりました。

1つは、11月12日の中間報告の段階までは、県は辺野古移設は事実上不可能だという立場をとっていましたが、12月17日の沖縄政策協議会以降、承

認に転じていったという経過がこの百条委員会の中で明らかになりました。そして、県環境部は今でも環境保全への懸念は拭えないという立場を堅持していることも明らかになりましたし、地元の名護市長も参考人意見陳述の中で断固反対だということを言っておりました。百条委員会の中で明らかになったのは、やはり環境部だとか名護市長のこういった意見等を無視して知事とその意向を受けた、あるいはそれをしんしゃくした土木建築部の一部のメンバーだけで承認の判断を下したということが、百条委員会の審査の経過の中で明らかになりました。

さらに、質疑の中でいろいろな環境保全ができるのかという疑問とかたくさん出されましたけれども、答弁の中では、判断を下しましたと、自分たちが適合という判断を下しましたと。自分たちが判断を下せば全部適合になるというのが何度もあったという点では、私はこれは大いに独断的な手法ではないかと思えます。

また、辺野古につくられるのが新基地であるということも、沖縄防衛局の参考人の意見の中で、弾薬搭載機能が今まで持ってなかったができるようになったという参考人の意見陳述があったように、これは単なる代替移設ではなくて、新たな新基地であることも明らかになりましたし、先日の新聞報道で兵舎もつくられることまで明らかになったという点では、私たちはこの承認を到底認めることはできないと。そういう点で、先ほどありました動議に賛成の討論としたいと思えます。

**○當間盛夫委員長** ほかに意見、討論等はありませんか。

島袋大委員。

**○島袋大委員** ただいま動議が出されましたけれども、動議に反対の立場から討論しますけれども、この調査特別委員会を設置した中で、証人喚問を含めて参考人招致など10回にわたり審査及び調査が行われてきました。いろいろな形で各委員の皆さんが議論したわけでありましてけれども、我々は、今回の辺野古埋立承認については公有水面埋立法の手續にのっとり、丁寧に業務が遂行されており、埋立承認の手續に不備、瑕疵は認められないと思っております。

また、知事が承認の判断を行う裁量の部分も限られており、恣意的に埋立承認をしたものではないというのが明白になったと思っております。したがって、平成25年12月27日の辺野古埋立承認申請に対する知事の承認は有効であり、行政手續は適切であったと思っております。そういうことを考えて、今回の動議には反対したいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査報告書案を採決いたします。

まず、本案に対して、照屋大河委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、調査報告書案に対する修正案については否決と裁決いたします。

ただいま、修正案は否決されましたので、調査報告書案の原案について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 全員挙手であります。

よって、調査報告書案は、原案のとおり可決されました。

次に、調査報告書における報告内容の趣旨を変更しない文言修正等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當間 盛 夫